

令和6年（2024年）1月26日

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立中学校教諭（男性・53歳）
- 2 処分内容 停職（2月）
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）1月26日
- 5 事実の概要 ・令和5年11月15日に開催された第6回熊本市体罰等審議会において、対象職員の8件の行為中、4件が懲戒処分の対象となる「暴言等」に認定された。（校名は非公表）
※詳細は別添「（資料）被処分者が行った暴言等の一覧」を参照。
- 6 関係者の処分 被処分者の上司
校長 嚴重注意（口頭）
元校長 嚴重注意（口頭）

【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

2 体罰等

- (1) 体罰を加えたことにより、児童生徒が死亡し、又はおおむね30日以上の治療期間を要する傷害を負った場合は、免職又は停職とする。
- (2) 体罰を加えたことにより、児童生徒が傷害（前号に掲げるものを除く。）を負った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。
- (4) 暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

問い合わせ先
熊本市教育委員会教職員課
TEL：328-2720
課長：上村 清敬

(資料) 被処分者が行った暴言等の一覧

	事案の概要	(参考) 審議会の 審議結果
1	令和4年4月から令和5年7月までの部活動指導の際、本人は、部員に対し、「チキン」、「しばくぞ」他、人格を否定する発言をした。	暴言等
2	令和4年8月初旬、本人は、10分に渡り強い言葉で「なんで（コロナに）かかっとや。」等部員を責め、精神的苦痛を与えた。	暴言等
3	令和5年6月11日、本人は、1人の部員に対し、練習中、部活動のこととは関係ないことでひどく注意し、精神的苦痛を与えた。	暴言等
4	令和5年7月21日、本人は、練習中に熱中症になったり、新型コロナウイルスに感染したりして、後日復帰した部員に対して、「熱中症君」や「咳込み君」などと呼んだ。	暴言等